

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>1 横浜市における国民健康保険事務(以下「国民健康保険業務」という。)</p> <p>(1)事務の概要</p> <p>国民健康保険法(以下「国保法」という。)に基づき、横浜市は神奈川県とともに国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)となる。横浜市は、市内に住所のある者のうち、他の医療保険の制度に該当している者や生活保護の受給者等以外の者について被保険者として管理を行い、国民健康保険事業を行う。</p> <p>①資格事務</p> <p>保険給付や保険料の賦課・徴収、特定健康診査等の事務のため、被保険者の資格の管理を行う(国保法第5条(被保険者)、同法第6条(適用除外)等)。国保法第9条(届出等)により世帯全員の異動について世帯主に届出の義務が課せられていることから、被保険者の期間及び世帯主の期間を世帯単位で管理する。</p> <p>②給付事務</p> <p>資格情報に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対して給付を行う。給付は被保険者の属する世帯の世帯主からの申請に基づき行われる「現金給付」と、被保険者が医療機関等を受診する際に被保険者証を提示することにより行われる「現物給付」とに分かれている。給付情報及び給付を行うにあたり必要な所得区分について管理する。</p> <p>③賦課事務</p> <p>国保法第76条(保険料)に基づき、国民健康保険事業に要する費用を世帯主から徴収するため、保険料額の算定を行う。保険料額は、被保険者ごとに均等に賦課する被保険者均等割額と、被保険者の所得金額に応じて賦課する所得割額の合計額となり、低所得世帯に対する減額制度は、世帯主(加入有無を問わない)及び被保険者の所得金額の合計額により該当可否を判断するため、世帯主及び被保険者の収入・所得情報等について管理する。</p> <p>決定した保険料額は、世帯ごとの賦課台帳において管理し、世帯主あてに通知するほか、変更がある場合に、保険料額の再計算・通知を行う。なお、通知した保険料について納付が困難となった場合、世帯主からの申請をもとに保険料の減免を行う。</p> <p>④収納・滞納事務</p> <p>保険料は、窓口納付(区役所の窓口で納付)、納付書納付(指定金融機関・収納代行金融機関やコンビニエンスストアで納付書を用いて納付)、口座振替(指定金融機関・収納代行金融機関の口座から自動的に振替納付)、特別徴収(年金保険者が納付義務者に年金を支払う際に保険料を徴収)のいずれかの方法で徴収する。</p> <p>世帯主ごとに納付状況の管理を行い、納期限までに納付がなかった場合には督促状や催告書作成処理を行い、時効起算日の管理・延滞金の計算を行う。</p> <p>また、納付された保険料が過誤納となった場合、未納の期に充当したり、還付を行う。</p> <p>⑤特定健康診査関連事務</p> <p>保険者として被保険者への特定健康診査、及びその結果に基づく特定保健指導を行う(高齢者の医療の確保に関する法律第19条(特定健康診査等実施計画)、第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導))。</p>

<p>②事務の概要</p>	<p>(2) 特定個人情報ファイルの利用</p> <p>①被保険者の資格管理のため、届出に基づき必要な情報を入手し、資格情報・証発行情報を管理する。</p> <p>②保険給付の実施のため必要な給付情報・所得区分を管理する。</p> <p>③保険料の賦課のため、収入・所得情報について入手し、賦課台帳を管理する。</p> <p>④保険料の収納・滞納情報を管理する。</p> <p>⑤特定健康診査・特定保健指導の情報を管理する。</p> <p>2 市町村保険者事務共同処理業務</p> <p>(1) 事務の概要</p> <p>平成30年度の国民健康保険都道府県単位化に伴い、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託して、県内市町村間で資格情報及び高額該当(1か月あたりの医療費が世帯の限度額を超過したことにより高額療養費の該当となったことを指す)情報について共同管理を行う。</p> <p>(2) 特定個人情報ファイルの利用</p> <p>被保険者の資格情報及び高額該当の引き継ぎ情報について、国保連合会が管理する「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)を介して、県内他市町村との間でデータの連携を行う。</p> <p>3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>(1) 事務の概要</p> <p>法改正によりオンライン資格確認(※)の仕組みが導入されたことに伴い、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について他の医療保険者等と共同して「国保連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託して行う。また、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>※ オンライン資格確認</p> <p>健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証・資格確認書に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。</p> <p>(2) 特定個人情報ファイルの利用</p> <p>①国保連合会から委託を受けた国保中央会が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、市が管理する個人情報について、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ提供を行う。</p> <p>②支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるための機関別符号の取得・紐付け情報の提供を行う(当該処理については、支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため、当評価の対象外)。</p>
<p>③システムの名称</p>	<p>国民健康保険システム、統合番号連携システム、自治体中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(国保総合(国保集約)システム)、医療保険者等向け中間サーバー等</p>
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<p>国民健康保険ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険業務></p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、132、137、141、145、158、161、164、165、166、173 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第134条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 69、70、71 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項、第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-2421</p>
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	231-0017 横浜市中区港町1-1	231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和5年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	
令和5年3月17日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二	46	(削除)	事後	
令和6年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要(1/3)	④収納事務	④収納・滞納事務	事前	
令和6年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要(2/3)	④保険料の収納情報を管理する。	④保険料の収納・滞納情報を管理する。	事前	
令和6年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要(3/3)	※ オンライン資格確認 健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。	※ オンライン資格確認 健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証・資格確認書に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一主務省令」という。) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一主務省令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項 	<p><国民健康保険業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項 	事前	
令和6年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><国民健康保険業務></p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条1項、2項、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 42、43、44、45 ・番号法別表第二主務省令 第25条、第25条の2、第26条 	<p><国民健康保険業務></p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 第2条 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、132、137、141、145、158、161、164、165、166、173 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第134条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表 69,70,71 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月2日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和6年11月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月2日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和6年11月29日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目の追加)	[○]人手を介在させる作業はない	事前	
令和6年11月29日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目の追加)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	
令和6年11月29日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機 関において特定個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	